

# 博士學位論文

## 内容の要旨および審査結果の要旨

2013 年度

中部学院大学

氏名（本籍）	柁宜 佐統美（岐阜県）
学位の種類	博士（社会福祉学）
学位授与の日付	2014 年 3 月 22 日
学位番号	甲第 4 号
学位授与の要件	中部学院大学学位規則第 4 条の規定による
学位論文題目	経管栄養導入における支援体制の研究 —在宅要介護者と家族を支える仕組みづくりに向けて—
審査委員	中部学院大学 教授 川田 誉音（主査） 教授 三上 章允 准教授 福地 潮人

### 論文内容の要旨

高齢者人口の増加と家族構造の変化にともなう今日の介護状況の中で、経管栄養とりわけ胃ろうを導入した要介護者は 2013 年現在、約 40 万人にのぼるといわれている。しかし、これまでの経管栄養に関わる先行研究は、医学的処置に関する説明が主となっており、要介護者および家族の生活の変化や困難と、必要な支援の体制に焦点化した研究は、ごく一部しかない。本研究の目的は、第 1 に経管栄養を導入したことによる要介護者と家族の生活の変化をとらえ、その意義と問題点を明らかにすることにある。第 2 に経管栄養の導入前から導入後にわたるニーズに即した支援体制を地域で作り出すための方策を検討することにある。研究方法には、経管栄養導入および支援に関わる先行研究と資料の検討、生活の変化を全体的に捉える生活構造論の文献研究とその援用、そして独自に実施した量的および質的実態調査の結果の分析が含まれる。

本論文は、全 7 章で構成されており、「序章」で研究テーマ設定の背景、研究目的と意義、研究方法および論文構成を示している。第 1 章から終章の内容は、以下のものである。

「第1章 経管栄養を取り巻く現状と課題」では、まず経管栄養の種類と歴史的変遷を述べている。経管栄養法とくに胃ろう（経皮内視鏡的胃瘻増設術、以下 PEG）は、開腹手術ではなく内視鏡により短時間かつ低侵襲で施行できることや、1988年に診療報酬で「在宅成分栄養経管栄養法」が認められたことにより広く普及した。PEGの適用は「日本消化器内視鏡学会ガイドライン」（2002）に示されているが、実際はPEG導入後の介護生活の説明が十分でないままに医療者主導で開始されることが多い。したがって、本章では、経管栄養導入に関わる要介護者や家族の意思決定の問題、法制度と法的責任の問題、経管栄養導入に対する国内外の考え方の違い、経管栄養を導入した要介護者の施設受入れ拒否の問題や看取りビジネスの問題などがあることを指摘し、経管栄養導入前からの支援と地域での支援の必要性を強調している。

「第2章 経管栄養を支える仕組みの現状」では、横浜、多摩、前橋の医療機関における経管栄養に関わる既存のサポートチームの活動と函館市医師会病院におけるNST（栄養サポートチーム）の活動を、ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者を支えるネットワークなど他領域のサポートネットワークと比較検討した結果、経管栄養に関する活動はまだまだ医療中心であり、本人および家族を地域で支える取り組みとはなりえていないとしている。

「第3章 経管栄養の導入による生活—生活構造論に基づいて」では、まず、さまざまな学問分野で行われてきた生活研究の系譜を概観し、看護および社会福祉分野での主なアセスメント論を視野に入れた上で、生活構造論を研究枠組みとして選択する理由を述べている。生活構造論は、第二次世界大戦中から戦後にかけての籠山（1943）・中鉢（1957）らの貧困に視点をあてたものに始まるが、本論文では社会学の青井和夫らの生活構造論（1971）（以下、青井理論）を、経管栄養導入にかかわる生活の変化の把握に援用することを試みている。その主な理由は、青井理論が生活行為の関連性に焦点をあて、生活の全体を総合的・流動的に捉える点にあるとしている。今日、生活研究への関心が高まる中、生活構造論が見直され、分析枠組みとして用いられていることを文献をあげて示している。とりわけ ALS 患者の生活を捉えるために生活構造論を用いた田中ら（2013）の研究は、臨床場面への生活構造論の適用の可能性を示すものだとし、本章では、青井の「生活行為分析のマトリックス」をもとに「経管栄養を導入した生活を把握するための生活行為のマトリックス」を独自に作成している。

「第4章 経管栄養を導入した生活の現状」では、経管栄養を導入した在宅要介護者を介護する家族8名へのインタビュー調査と訪問看護師・介護支援専門員各2名へのインタビュー調査の概要とその結果を記している。在宅要介護者を介護する家族へのインタビュー調査では、聞き取り内容を一文一義として、一事例ごとに先の「マトリックス」に記入し、その結果をさらに介護者の属性、経管栄養導入のプロセス、経済的要因、サービス事業所との関わりなどから分析している。導入時に十分な説明を得て意思決定した場合に、経管栄養導入後の生活の満足度が高いことを明らかにしている。栄養剤の導入や漏れによる皮膚炎、下痢・嘔吐への対応など、介護者はたえず不安を感じていることから、地域に

における相談支援体制の必要性が明らかにされている。一方、訪問看護師と介護支援専門員へのインタビューでは、専門職は、経管栄養導入後は導入前に比べて家族の負担が軽減され、家族は導入に満足していると見ていると、要介護者や家族の現状認識と専門職の間で認識のずれがあることがわかった。

「第5章 経管栄養を導入した生活を支える専門職の役割」では、A市内のサービス提供事業所職員340名と、胃ろう増設病院職員76名に対して実施したアンケート調査の概要と結果を記している。本来、「医行為」は医師法により医師以外が行うことは禁じられているが、2012年4月から一定の研修を修了した介護職員などが一部の医行為である喀痰吸引と経管栄養の栄養剤注入を実施できるようになった。ところが、本調査によると、サービス事業所の職員も病院職員も、経管栄養に関する研修会や勉強会への参加の機会が少なく、研修を受けても実際にケアを行うときに不安があることがわかった。また、いずれの職員も経管栄養を導入した要介護者や家族が地域で生活するために必要なものに、かかりつけ医、訪問看護師を上位にあげており、経管栄養の病態の医療依存度が高いことを示していた。また、病院とサービス提供事業所では専門職の連携の内容に違いがあることも明らかにし、要介護者や家族のニーズを中心とした全体的な連携の検討が求められるとしている。

「終章 経管栄養を導入した在宅要介護者と家族を支える仕組みづくり」では本論文の結論を述べている。これまでの調査結果から、かれらを支える仕組みを構成する機関や組織には医療機関、介護保険関連機関、行政、家族会や近隣等が含まれるとしている。ただし、ここでは、経管栄養とくに胃ろう増設病院、在宅での医療的ケアを行う診療所、介護保険サービス提供事業所、経管栄養を導入した要介護者を受け入れる長期または短期入所施設、及び多職種による地域ケア会議を主催する地域包括支援センターなどが具体的にその役割とともに示されている。また、経管栄養を導入した人の家族会を創設し、支援チームの一員として位置づける必要性も指摘している。本章では、今後、これらの機関・組織の機能の充実と連携を促進するために、経管栄養導入に関わるコーディネーターが制度的に規定される必要性を導きだしている。経管栄養導入に関わるコーディネーターは、要介護者や家族と各組織をつなぐマイクロレベルの役割から、各組織や機関をつなぐメゾレベルの役割、さらに、制度的に支援体制をつくるためのマクロレベルの役割が期待されるとし、他領域における例を参考にその担い手と要件について検討している。

経管栄養導入にかかわる支援体制はこれまで制度的に作られていなかっただけに、本論文ではその必要性を実証的に明らかにしたことに意義がある。今後、インタビュー調査対象者を増加するとともに、支える仕組みを構成する組織・団体への調査を重ね、有効で普遍的な支援の仕組みづくりをめざしたい、と結んでいる。

## 論文審査結果の要旨

### 1. 本審査の経過

2014年1月9日、2013年度第9回大学院研究科会議において、祢宜佐統美氏より課程博士学位本審査申請論文が必要書類とともに提出された旨、研究科長より報告がなされ、審議の結果、受理が決定された。同会議で、本審査委員（川田誉音、三上章允、福地潮人）が正式に決定された。公開審査会（最終試験）を2月8日に実施した。本審査委員会で審議の結果、本論文は、全体として課程博士学位相当の論文の必要条件を充たしているとの結論に達した。

### 2. 論文の評価と最終試験

経管栄養法の中でも胃ろうの増設は、在院日数の短縮を余儀なくされる急性期病院において1990年代から急速に普及した。ところが、経管栄養に関わる先行研究のサーベイを行った結果、経管栄養導入における生活者の不安や困難の現状と支援に関する研究は祢宜氏のものをおいてはまれにしかなかった。したがって経管栄養の導入にかかわる生活の変化と支援に焦点化した本論文のテーマ設定の意義は大きい。

本論文は、経管栄養の導入による生活の変化に着目し、導入の意義と問題点を明らかにしたうえで、ニーズに即した支援の体制を地域に作り出すための方策を検討することを目的としている。本論文は、青井和夫の生活構造論を援用して、経管栄養の導入前後の生活の変化を捉えようとした点に特徴がある。今日、生活の全体性を捉える理論は、看護や社会福祉分野におけるアセスメント理論、障害者福祉分野でのWHOの国際生活機能分類(ICF:2001)などがある。本論文ではそれらの特徴をふまえた上で生活構造論を選択している。1970年代の青井らの生活構造論は、生活行為と生活システムに視点をあてたものであるが、本論文は、時間と空間を中核として生活の全体性を捉え、変化の実態を分析する青井理論を、概念の提示に終わらせず、臨床分野への活用に果敢に取り組んだ点で、実証的研究の意義が認められる。

本論文では経管栄養の導入に関して実施した4つの調査の結果を示している。経管栄養を導入した在宅要介護者を介護する家族8名への半構成的インタビュー調査では、対象者数は限られているが、実にていねいな聞き取りにより、家族介護者のニーズが浮き彫りにされている。その内容は青井理論における生活構造一般のマトリックスをもとに独自に作成した「経管栄養を導入した生活を把握するマトリックス」で詳細に分析がなされており、そこから支援の課題を導き出している点はみごとである。

また、A市に登録している全サービス提供事業所の職員と、A市内の4か所の胃ろう増設病院の職員を対象としたアンケート調査については、量的調査に必要な対象者数をみたしており、経管栄養の導入に関する専門職者の認識の現状と、利用者支援に必要な研修の課題などが明らかにされている。

結論として要介護者および家族に対する経管栄養導入前から導入後における十分な説

明と地域における支援体制を実現するために、経管栄養導入に関わる関係機関・組織の機能の向上と綿密な連携が必要であり、そのためのコーディネーターの制度的規定が課題となるとしている。全体として論旨の整合性と主張の一貫性が読み取れる論文となっている。関連テーマをふくめ先行研究のサーベイは、原典にあたり、論旨の正確な把握につとめており、引用文献・資料の扱いや統計処理も適切であった。研究の倫理的配慮も本学の倫理規定及び個人情報保護に関する法律を遵守して行われていた。

公開審査(最終試験)では、簡潔に論文要旨を報告していた。審査会出席者よりいくつかの課題点が指摘されたものの、全体として適切に応答していた。なお、本論文の提出要件である「主題にふさわしい学術誌掲載論文(うち1編以上は査読付き論文)」は2編提出されており、要件を充たしている。

### **3. 結論**

以上の審査結果から、本審査委員会は、中部学院大学学位規則第14条に基づき、裯宜佐統美氏の申請論文は博士学位(社会福祉学)論文としてふさわしいものであると判断した。